

富良野広域連合
危険物製造所等の休止又は再開の届出に係る運用指針

(目的)

第1条 本指針は富良野広域連合危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第13条により規定されている製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の使用の休止又は再開の届出に係る基準、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）（以下「危規則」という。）第62条の5の2第3項に規定されている地下貯蔵タンク等の休止に伴う点検期間の延長に係る基準及び第62条の5の3第3項に規定されている地盤面下に設置された配管（以下、「地下埋設配管」）の有する製造所等の休止に伴う点検期間の延長について、火災予防上必要な措置及び基準の細目について定め、安全に製造所等を休止又は再開することを目的とする。

(届出等の受付及び受理)

第2条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、製造所等を休止又は再開しようとするときは、規則第13条に定めるところにより、富良野広域連合長に届け出るものとし、富良野広域連合長は行政手続法第37条に基づき書面審査をしたうえで届出を受理する。

(適切な休止措置)

第3条 使用を休止する製造所等は、次の各号に掲げる措置を講ずること。

- (1) 貯蔵又は取り扱う危険物が清掃等により完全に除去すること。
- (2) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤ってタンク又は配管の内部に危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれがないように措置すること。

(休止中の製造所等)

第4条 休止中の製造所等については、次の各号に掲げる規定を順守すること。

- (1) 危険物の貯蔵又は取扱いを行わないこと。
- (2) 施設の管理責任者を明確にすること。
- (3) 出入口の施錠等防火管理を十分に行うこと。
- (4) 定期点検については、法令に基づき適正に行うこと。

(休止期間)

第5条 休止の期間は1年とする。ただし、1年を超えて休止する必要がある場合には、最長3年を認める。

(再開の届出)

第6条 休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、製造所等の所有者等は再開をしようとする製造所等の位置、構造、設備が適正に維持されていることを確認し、第2条に定めるところにより届け出ること。また、消防法第14条の3の2の規定により定期に点検を行うことが定められている製造所等については、届出書に点検記録を添付しなければならない。

(地下貯蔵タンク等の休止に伴う点検期間の延長の認定に係る書類)

第7条 危規則第62条の5の2第3項、第62条の5の3第3項の申請については、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書(危規則様式第42)、地下埋設配管を有する場合には、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書(危規則様式第43)に添付資料として次の各号に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 製造所等の休止届出書の副本
- (2) 地下貯蔵タンクに貯蔵されている危険物が完全に除去され、誤って危険物が流入するおそれがないよう措置が講じられている事実を確認することができる記録写真等
- (3) 消防法第14条の3の2で定める点検記録(直近のものとする。)
- (4) 危規則第62条の5の2、で定める地下貯蔵タンクの漏れの点検の実施記録(直近のものとする。)(完成検査済証の交付を受けてから、危規則第62条の5の2第2項の各号に定める期間を超えていない地下貯蔵タンクを除く。)

附則

(運用期日)

第1条 この指導指針は、令和6年10月1日から運用する。